

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年5月9日（令和6年（行情）諮問第551号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（行情）答申第1110号）

事件名：「航空安全情報」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる16文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年12月10日防官文第20757号及び令和5年11月17日付け防官文第23707号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決

定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（省略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（省略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるもので

ある。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所によって被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2）

アないしカ 上記（1）アないしカと同じ。

キ 他に文書がないか確認を求める。

開示請求者は確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年12月10日付け防官文第20757号により、本件対象文書1について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った後、令和5年1月17日付け防官文第23707号により、本件対象文書2ないし本件対象文書16について、法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年3か月を要し

ているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定

の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

(7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年5月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 令和7年2月28日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年3月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「防官文第14866号(2021.7.5一本本B667)」とは、特定年月日に受理された審査請求人による特定開示請求(以下「別件開示請求1」という。)に対する防衛大臣の先行開示決定であり、「2021.9.6一本本B1280」とは、審査請求人が行った別件開示請求(以下「別件開示請求2」といい、別件開示請求1と併せて「別件開示請求」という。)の開示請求受付番号である。

本件開示請求は、別件開示請求1に係る先行決定で残りの部分とさ

れた文書及び別件開示請求 2 の開示請求受付日の翌日（令和 3 年 9 月 7 日）から本件開示請求の受付日（同年 10 月 11 日）までの間に発行された「航空安全情報」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

(2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた別件開示請求 1 に係る先行開示決定及び後行開示決定の各開示決定通知書並びに別件開示請求 2 の開示請求書を確認したところ、上記（1）アの諮問庁の説明のとおりであると認められる。

また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法 5 条 1 号該当性について

ア 別表の番号 1 に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び隊員家族等の写真の顔部分である。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分の自衛隊員は、法 5 条 1 号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから同号ただし書イに該当せず、いずれも同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号 2 及び番号 3 に掲げる不開示部分には、特定隊員等の勤務経歴が記載されていると認められる。

当該部分は、原処分で開示された氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、別表の番号3に掲げる不開示部分は、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について

別表の番号4に掲げる不開示部分には、特定法人に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該部分は、当該法人保有のノウハウ等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の技術等が流出し、競争上の不利益を被るなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号5に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の組織、編成、運用、教育訓練、装備品、補給及び整備等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢、能力及び練度並びに運用能力が明らかとなり、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号6に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設の配置に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にした場合、他の情報と照合することにより、当該施設の位置及び機能が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号7に掲げる不開示部分には、自衛隊の無線機に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該無線機の構成及び運用要領が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号8に掲げる不開示部分には、自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、サイバー攻撃の糸口となるとともに、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号柱書き該当性について

別表の番号9に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の公表されていないメールアドレスが記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとし、不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

『航空安全情報』のうち防官文第14866号(2021. 7. 5—本本B667)で「残りの部分」とされた全て、及び開示請求(2021. 9. 6—本本B1280)で特定された後に発行された全て。

2 本件対象文書

文書1 航空安全情報 3. 9 No. 580 (1枚目及び4枚目のみ。)

文書2 航空安全情報 2. 3 No. 562 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書3 航空安全情報 2. 4 No. 563 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書4 航空安全情報 2. 5 No. 564 (1枚目及び5枚目を除く。)

文書5 航空安全情報 2. 6 No. 565 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書6 航空安全情報 2. 7 No. 566 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書7 航空安全情報 2. 8 No. 567 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書8 航空安全情報 2. 9 No. 568 (1枚目及び5枚目を除く。)

文書9 航空安全情報 2. 10 No. 569 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書10 航空安全情報 2. 11 No. 570 (1枚目及び3枚目を除く。)

文書11 航空安全情報 2. 12 No. 571 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書12 航空安全情報 3. 1 No. 572 (1枚目及び5枚目を除く。)

文書13 航空安全情報 3. 2 No. 573 (1枚目及び6枚目を除く。)

文書14 航空安全情報 3. 3 No. 574 (1枚目及び5枚目を除く。)

文書15 航空安全情報 3. 6 No. 577 (1枚目及び3枚目を除く。)

文書16 航空安全情報 3. 9 No. 580 (1枚目及び4枚目を除く。)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目、8 ページ、19 ページ、33 ページ、49 ページないし 55 ページ、62 ページ、67 ページ及び 72 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	1 枚目、5 ページ、8 ページ、15 ページ、32 ページないし 42 ページ及び 55 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書 4	7 ページ、10 ページ、21 ページ、29 ページ、41 ページないし 48 ページ、58 ページ、59 ページ及び 64 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が	

		容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)	
	文書5	5ページ、9ページ、12ページ、28ページ、54ページないし57ページ、66ページ及び67ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書6	5ページ、10ページ、13ページ、16ページ、23ページ、49ページ、56ページないし62ページ、65ページ、66ページ及び71ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書7	5ページ、8ページ、50ページないし54ページ、59ページないし61ページ及び66枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書8	4ページ、12ページ	

		ジ、１７ページ、５３ページないし５９ページ、６８ページないし７１ページ及び７６枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 ９	８ページ、２３ページ、２５ページ、４４ページ、４７ページ、５０ページないし５４ページ、６４ページ、６５ページ及び７０枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 １０	７ページ、１０ページ、１２ページ、１９ページ、３０ページ、３２ページ、３３ページ、６４ページないし６９ページ、７６ページ、７７ページ及び８２枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 １１	１枚目、８ページ、４９ページ、６０ページないし６７ページ、７１ページないし７３ページ及び７８枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除	

		く。)
	文書 1 2	4 ページ、7 ページ、 2 1 ページ、6 2 ページ ないし 7 1 ページ及び 7 9 ページのそれぞれ 写真の顔部分（識別 が容易でないと認めら れるものを除く。）
	文書 1 3	5 ページ、5 6 ページ ないし 6 2 ページ、6 6 ページ及び 6 7 ページ のそれぞれ写真の顔 部分（識別が容易でな いと認められるものを 除く。）
	文書 1 4	1 枚目、4 ページ、1 2 ページ、2 2 ページ、 2 3 ページ、2 5 ページ、 3 9 ページ、4 8 ページ、 5 0 ページ、5 1 ページ、 5 5 ページないし 5 9 ページ、 6 4 ページ及び 6 5 ページ のそれぞれ写真の顔部分 （識別が容易でないと 認められるものを除く。）
	文書 1 5	2 ページ、6 ページ、 2 1 ページ、4 1 ページ、 4 6 ページないし 5 3 ページ、 6 4 ページ及び 6 5 ページ のそれぞれ写真の顔部分 （識別が容易でないと 認められるものを除く。）
	文書 1 6	6 枚目、8 枚目、2 0

		枚目、26枚目、27枚目、30枚目、31枚目、38枚目ないし44枚目、54枚目ないし59枚目及び64枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
2	文書2	6ページ、8ページ、11ページ、14ページ、27ページ、29ページ、35ページ、38ページ及び40ページの「1 はじめに」の1行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書3	5ページ、8ページ、15ページ、22ページ、26ページ、42ページ及び43ページのそれぞれ一部	
	文書4	11ページ、27ページ、31ページ及び34ページのそれぞれ一部	
	文書5	5ページ、9ページ、13ページの「1 はじめに」、25ページ、32ページ、36ページ、49ページ、54ページ及び57ページのそれぞれ一部	
	文書6	10ページ、24ページ、35ページ、38	

		ページ、41ページ、48ページ、51ページ、54ページ、61ページ及び62ページのそれぞれ一部	
		14ページの本文1行目、28ページの「1はじめに」及び71ページの「コメント」のそれぞれ一部	
	文書7	11ページ、16ページ、20ページ、28ページ、37ページ、44ページ及び50ページないし54ページのそれぞれ一部	
		31ページ、34ページ及び39ページのそれぞれ「1はじめに」の一部	
	文書8	12ページ、17ページ、21ページ、25ページ、32ページ、35ページ、37ページ、40ページ、43ページ及び45ページの本文1行目のそれぞれ一部	
	文書9	5ページ、8ページ、12ページ、20ページの「1はじめに」、31ページ、34ページ、36ページ、38ページ、45ページ、47ページ及び52ページないし54ページのそれぞれ一	

		部	
	文書 1 0	2 ページ、7 ページ、 1 1 ページ、1 8 ページ、 2 0 ページ、3 9 ページ、 4 2 ページ、4 5 ページ、 5 7 ページ、6 0 ページ、 6 7 ページ及び 6 9 ページ のそれぞれ一部	
		2 4 ページ及び 3 2 ページ のそれぞれ「1 はじめに」の一部	
	文書 1 1	2 7 ページ、3 0 ページの「1 はじめに」、 3 8 ページ、4 1 ページ、 5 0 ページ、5 1 ページ、 5 3 ページ、5 5 ページ、 6 1 ページ、6 3 ページ、 6 4 ページ及び 6 6 ページ のそれぞれ一部	
	文書 1 2	4 ページの本文 2 行目の一部	
		7 ページ、1 1 ページ、 3 0 ページ、3 2 ページ、 3 5 ページ、5 7 ページ 及び 6 0 ページのそれぞれ一部	
		1 5 ページ及び 2 5 ページ のそれぞれ「1 はじめに」の一部	
	文書 1 3	5 ページ、1 0 ページ、 1 2 ページ、1 5 枚目、 2 1 ページ、3 7 ページ、 4 1 ページ、4 4 ページ、 4 8	

		ページ、56ページ及び58ページないし61ページのそれぞれ一部	
		29ページの「1 はじめに」の一部	
	文書14	4ページ、12ページ、20ページ、27ページ、30ページ、33ページ、36ページ、38ページ及び58ページのそれぞれ一部	
		52ページの「1 はじめに」の一部	
	文書15	24ページ、27ページ、32ページ、33ページ、36ページ、42ページ及び63ページのそれぞれ一部	
	文書16	2枚目、3枚目、8枚目、24枚目、27枚目、29枚目、32枚目、39枚目及び42枚目のそれぞれ一部	
3	文書5	29ページの一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるこ

			とから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
		5 6 ページの一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 9	4 2 ページの一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編制・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 1	5 ページ及び 2 4 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害す

			るおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
4	文書15	55ページないし58ページのそれぞれ一部	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
5	文書2	40ページの一部（「1 はじめに」の1行目を除く。）	自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書3	45ページないし47ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書4	5ページ、17ページ、38ページ、39ページ及び44ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任

			務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書5	1 ページの一部	自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		2 ページ、10 ページ、13 ページの「2 飛行隊の現状」、17 ページ及び18 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書6	1 ページ、14 ページの本文1 行目及び2 行目、28 ページの「(4) 不安全事故の関係者」、29 ページ及び55 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		28 ページの「(5) 不安全事故発生経過」及び30 ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			ることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		４９ページ及び６５ページのそれぞれ本文の一部	自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書７	１７ページないし１９ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		３１ページ及び３３ページないし３５ページのそれぞれ一部（３１ページ及び３４ページのそれぞれ「１ はじめに」を除く。）	
		３２ページの一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		３９ページの「２ 第５飛行隊の現状等」の一部	自衛隊の運用、教育訓練及び組織・編制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、練度及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書８	２６ページ、２７ページ	自衛隊の運用及び教育訓練に関

		ジ及び30ページのそれぞれの一部	する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		45ページの本文5行目、46ページ、47ページ、49ページ及び50ページのそれぞれの一部	自衛隊の運用及び組織・編制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書9	18ページ及び20ページの「3 各種安全管理について」のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		56ページないし58ページのそれぞれ一部	自衛隊の補給及び整備に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書10	24ページの「2 整備隊の現状」の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢
		32ページの「2 部	

		隊の現状」の一部（写真の顔部分を除く。）	が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		58ページの一部	
		28ページ、31ページ及び71ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		82枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書11	22ページの一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		26ページ、30ページの「2 概要」及び31ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害

			するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		43ページ及び56ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書12	4ページの本文11行目ないし14行目、18行目及び19行目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		15ページの「2 UH操縦士集中訓練（上級部隊施策）」の一部	
		29ページ及び51ページのそれぞれ一部	
		25ページの「2 整備班の現状」の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書13	24ページの一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3

			号に該当するため不開示とした。
		29ページの「2 事例の概要」の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		63ページの一部	
	文書14	17ページ、49ページ及び53ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		52ページの一部（「1 はじめに」を除く。）	
		62ページの一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書15	10ページ及び12ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とし

			た。
	文書 16	12 枚目、14 枚目及び 20 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		27 枚目の一部	自衛隊の運用、教育訓練及び組織・編制・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力、練度及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		29 枚目の一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		30 枚目の一部	
6	文書 3	44 ページの一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の警備要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
7	文書 3	54 ページ	自衛隊の運用する無線機に関する

			る情報であり、これを公にすることにより、同無線機の構成及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
8	文書５	6１ページの一部	自衛隊の通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、サイバー攻撃の糸口となり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書１５	4０ページ及び4１ページのそれぞれ一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
9	文書１６	6２枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。

※ 当審査会事務局において整理した。

※ 文書２、文書３、文書７、文書９、文書１１及び文書１３の枚数の表記は、１枚目及び６枚目を除いて記載している。

文書４、文書８及び文書１４の枚数の表記は、１枚目及び５枚目を除いて記載している。

文書 1 0 の枚数の表記は、1 枚目及び 3 枚目を除いて記載している。
文書 1 6 の枚数の表記は、1 枚目及び 4 枚目を除いて記載している。